

## 沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 沿岸市町村の基幹産業である水産加工業における人材確保を支援するため、知事があらかじめ定める要件に適合する水産加工事業者が行うデジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進に要する経費及び女性が働きやすい職場環境整備に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水産加工事業者 水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人又は法人、水産加工業協同組合及び水産物を原料とする食料品製造業等を営む個人又は法人のみで構成される事業協同組合をいう。
- (2) 沿岸市町村 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町をいう。
- (3) デジタルトランスフォーメーション 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、事業費の20パーセント以内の増減とする。

### (申請の取下期限)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日を経過する日とする。

### (提出書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

### (立入検査等)

第7 市町村長は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書

類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 市町村長は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

2 市町村長は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付の決定に際し、前項と同一の条件を附さなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第9 市町村長は、規則第4条の規定により補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に関する水産加工事業者に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、水産加工事業者に係る消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

2 市町村長は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等相当額を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第10 水産加工事業者は、補助の対象となった財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、市町村が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項の申請を受け、承認しようとする場合には、あらかじめ沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金財産処分承認協議書（様式第8号）により知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の協議を受けた場合には、内容を審査し、適当と認めた時は、財産の処分承認通知書（様式第9号）により当該市町村長に通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 沿岸地域基幹産業DX推進事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日制定）は廃止する。

3 令和5年度以降の女性が働きやすい職場環境整備事業に係る補助金は、本要綱を適用し、地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月13日制定）は適用しない。

別表第1（第3関係）

事業区分	補助対象経費	補助額
DX推進事業	水産加工事業者が行うDX推進のための設備投資に要する専門家謝金、委託料及び備品購入費に対して、沿岸市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が当該投資に要する経費の2分の1に相当する額を超える場合にあつては、当該2分の1に相当する額とする。	当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、500万円を限度とする。
女性が働きやすい職場環境整備事業	水産加工事業者が行う女性が働きやすい職場環境の整備に要する工事費及び備品購入費に対して、沿岸市町村が補助する場合に要する経費。ただし、当該経費が職場環境の整備に要する経費の2分の1に相当する額を超える場合にあつては、当該2分の1に相当する額とする。	当該補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で、100万円を限度とする。ただし、取得価格が3万円未満のものは、対象外とする。

別表第2（第6関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1 部 1 部 1 部	別に定める
規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により承認を受ける場合の書類	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1 部 1 部 1 部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の10日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金実績報告書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	1 部 1 部 1 部	別に定める
	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金請求書	第6号	1 部	別に定める

様式第 1 号 (別表第 2 関係)

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付申請書

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

事業区分

金 円

(A 4)

様式第 2 号 (別表第 2 関係)

事業計画 (実績) 書

- 1 事業の目的
- 2 事業完了予定 (完了) 年月日
- 3 市町村補助制度の名称
- 4 事業の内容

実施主体	事業概要	総事業費 (A)	補助対象 事業費 (B)	市町村 補助額 (C)	県補助 基本額 (D)	県補助 限度額 (E)	県補助額 (F)	備考
		円	円	円	円	円	円	

(注) 1 「県補助基本額 (D)」は、(B) に 2 分の 1 を乗じて得た額と、(C) とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 「県補助額 (F)」は、(D) に 2 分の 1 を乗じて得た額と、(E) とを比較して少ない方の額を記入し、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

(A 4)

様式第3号（別表第2関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減(B-A)	備 考
県補助金				
市町村費				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増減(B-A)	備 考
計				

(A4)

様式第4号（別表第2関係）

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

事業区分

理 由

注：添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(A4)

様式第 5 号 (別表第 2 関係)

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 事業区分
- 2 実施内容

(1) 事業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 事業概要

(A 4)

様式第 6 号 (別表第 2 関係)

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、岩手県補助金交付規則第 13 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

事業区分

金 円

(A 4)

様式第7号（第9関係）

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定があった沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、次のとおり報告します。

記

- |   |                                   |   |   |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額                             | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額         | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                     | 金 | 円 |

注：事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

（A4）

様式第8号（第10関係）

第 号  
年 月 日

岩手県知事 様

市町村長 氏 名

沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金財産処分承認協議書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で交付の決定を受けた沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、下記のとおり財産の処分の承認の申請があったので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により協議します。

記

- 1 事業区分
- 2 水産加工事業者名 所在地  
名称
- 3 処分しようとする財産及び処分の内容

財産の名称	仕 様	取得価額	処分の方法	処分の時期	処分の理由

- 4 処分する相手方  
住 所  
氏 名  
使用目的等

(A4)

様式第9号（第10関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

岩手県知事 氏 名

補助金の対象となった財産の処分について

年 月 日付け 第 号で協議のあった財産の処分については承認したので、沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(A4)